

# 第8回日本食育学会学術大会 運営規約

## 第1条(会の目的)

本会は、第8回日本食育学会学術大会の開催を通じて食育に関する基礎的ならびに実践的研究を推進し、食料の生産と消費、食生活改善、疾病予防、食文化の継承、食品の安全性確保と消費者の理解を高めるための食育活動の展開を図り、国民に正しい食生活を示して、わが国の食環境の整備と向上に資することを目的とする。

## 第2条(名称)

本会の名称を以下のとおりとする。

第8回日本食育学会学術大会

## 第3条(設立日)

本会の設立日を以下のとおりとする。

2019年6月8日

## 第4条(事務局所在地)

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする

〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学栄養政策学研究室内

## 第5条(会員)

この会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする

## 第6条(役員)

この会に以下の役員を置く。

会頭 1名

副会頭 1名

事務局長 1名

## 第7条(代表)

会頭は会を代表し、円滑な運営に努める。副会頭は会頭を補佐し、会頭が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第8条(運営)

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

## 第9条(規約改正)

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

## 附則

1. 会の役員は次の会員とする。  
代表 〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学 田中弘之  
副代表 〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学 酒井治子  
事務局長 〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学 江川賢一
2. この規約は第 8 回日本食育学会学術大会設立日である2019年6月8日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

2019年6月10日

〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学栄養政策学研究室

第8回日本食育学会学術大会 代表者

印

## 第8回日本食育学会学術大会 会員名簿

氏名	役職	住所	電話番号
田中弘之	会頭	〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学	03-3262-2251
酒井治子	副会頭	〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学	03-3262-2251
江川賢一	事務局長	〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 東京家政学院大学	03-3262-2251